

■議案第73号 四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「西の川地区ハウス取水問題」に関して執行部の管理監督が不十分であったとの反省から町長及び副町長の処分を行うものです。

【改正の内容】

町長及び副町長の給料について、次のとおり減額を行います。

- ・ 町長の平成24年4月及び5月の給料を10%減額します。
- ・ 副町長の平成24年4月及び5月の給料を7%減額します。

【新旧対照表】

○ 四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
<u>四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例</u> (町長等の給料の特例) 第1条 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。） 第2条に規定する町長等の給料の月額は、<u>平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、その者に対応する町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額（以下この項において「基礎額」という。）から、町長にあっては基礎額に<u>100分の10</u>、副町長にあっては基礎額に<u>100分の7</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。	<u>四万十町特別職及び一般職の職員の給料の特例に関する条例</u> (町長等の給料の特例) 第1条 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。） 第2条に規定する町長等の給料の月額は、<u>平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、その者に対応する町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額（以下この項において「基礎額」という。）から、町長にあっては基礎額に<u>100分の7</u>、副町長にあっては基礎額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。